

令和 8 年度県産広葉樹プロモーション業務 仕様書

1 名称

令和 8 年度県産広葉樹プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 5 日（木）まで

3 目的

県では、これまで利用が低位であった県産広葉樹の利用拡大を推進するため、認知度向上及び魅力発信、消費に向けた広報活動等を実施している。

令和 6 年度においては、「宮城県在住のナチュラル思考・品質重視派・自然派・地産地消思考の大人たち」及び「子どものために良いものを残したいと考えているファミリー層」をコアターゲットに設定し、県産広葉樹の持つ価値や魅力を広く情報発信してきた。

令和 7 年度においては、ワークショップを開催するとともに、WEB 広告等を通じた効果的なプロモーションを連動させ、ワークショップへの高い集客効果を生み出し県産広葉樹と県民の接点を広げてきた。

最終年度である本年は、「消費の定着」を促すことを目的とし、単なる一過性のイベント開催にとどまらず、体験イベントを強力な誘引の起点とし、新設する「県産広葉樹製品購入場所マップ」等を用いて、顧客を県内の取扱事業者や実店舗、EC サイトへと送客する具体的な購買導線を構築することを目指す。

4 業務委託内容

前記 3 の実現のため以下の業務を行うこと。

(1) ワークショップの開催

ア ワークショップは、県産広葉樹の魅力・性質と利用していく意義について知ることができる講義と、県産広葉樹製品の製作体験で構成するものとし、履行期間中に 1 回以上実施し、企画・運営すること。

イ 製作体験の講師は県内で家具や小物を製作する木工職人とする。講師の選定は発注者が行い、講師依頼及び日程調整は受注者が行う。

ウ 会場内においては、これまでの事業で製作したイメージ動画の放映や県内事業者が製作する広葉樹製品の展示等を行い、来場者に対して家庭内での利用イメージを想起させること。

エ (2) に定めるマップ等を活用して、効果的に実店舗や EC サイト等へ誘導する導線（送客機能）を確保すること。なお、会場内における直接的な物品販売及び金銭の授受は行わないものとする。

オ ターゲットは「宮城県在住のナチュラル思考・品質重視派・自然派・地産地消思考の大人たち」及び「子どものために良いものを残したいと考えているファミリー層」とする。

カ ワークショップの実施と併せて、参加の感想及び県産広葉樹に対する意識等についてアンケート調査を実施すること。調査結果については、結果の集約・分析による課題整理を行い、今後の事業改善や効果的な施策提案等について報告書としてまとめること。

なお、アンケート項目は、アンケート調査の実施前に発注者と協議して内容を決定すること。

(2) 広葉樹製品購入場所マップの作成

ア 県内で県産広葉樹製品を購入することができる店舗を、マップ形式で提示する媒体を作成すること。利用者が直接事業体やECサイト等へ円滑にアクセスできるような利便性の高い内容とし、単なる情報提供にとどまらず、本マップの活用を通じて掲載事業者への送客及び県産広葉樹製品の購買促進に直接寄与するような内容とすること。

イ 規格、体裁、デザインは受注者が提案すること。

ウ 制作したマップの認知度向上及び効果的な普及PR方法等も含めた提案を行うこと。

エ (1)のワークショップで活用すること。

オ ワークショップで活用する他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる活用方法がある場合は、企画・提案すること。

カ 県産広葉樹製品を購入することができる掲載対象店舗については、発注者が提供する事業者リストを基本とするが、受託者においても独自に調査及び情報収集を行い、リストに掲載のない対象事業者の追加について積極的に提案すること。なお、新たに追加・掲載する事業者については、事前に発注者と協議し、承認を得るものとする。

キ 作成するマップは県の公式ホームページへそのまま掲載・公開できる電子データ形式(PDF等)で作成し、納品すること。

(3) 独自提案

上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる企画・提案を実施すること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

5 再委託の禁止

受注者は、発注者が書面により承諾した場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

6 会計帳簿等の整備

受注者は、本業務に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度から起算して5年間保管すること。

7 個人情報取扱に当たっての留意事項

受注者は、業務を履行するに当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

8 包括的事項

- (1) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、効果的・効率的な遂行を心掛けること。
- (2) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部林業振興課に2部納品すること。
- (3) 本業務の成果物として「業務実績結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して1部提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

- 第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託の承諾)

第11 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。